

# 令和5年度 第1回香取市農業委員会総会議事録

令和5年4月7日

4月7日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括方式）の決定について  
日程第6 議案第6号 買受適格証明願について  
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第9 報告第3号 軽微な農地改良の届出について  
日程第10 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄	
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江	
19番	伊	藤		寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志

農地班長 越 川 泰 克

主 査 圓 藤 大 輔

管理班長 鴫 田 静 子

主 査 岡 善 子

開会 午後 3時00分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたしますが、本日は19名全員ということでございます。したがって、総会のほうは成立をしております。

---

◎開 会

議長 ただいまから令和5年度第1回農業委員会総会を開会いたします。  
これより会議に入ります。  
審議のほどよろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選出

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。  
議長指名とさせていただきますと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。  
それでは、4番 芹川 幹委員、15番 富澤克彦委員をご指名いたします。

---

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。  
日程第1 議案第1号ないし日程第10 報告第4号をご提案申し上げます。  
これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議長 まず、日程第1 議案第1号を議題といたします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。

なお、例年どおり譲渡人ないし譲受人、あと土地の表示等は省略しての概要説明とさせていただきます。

着座にて説明をいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求め。令和5年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のほうは、ページは1ページで、整理番号は1番から2番です。

整理番号1番、2番は、農地が譲受人の自作地に近いことから、贈与により所有権移転をするものでございます。

以上2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 今、事務局のほうから概要説明がございましたので、次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 去る3月28日火曜日、午後3時30分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。提案されました農地法第3条の案件は2件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した農地を取得して、規模拡大を図りたい意向があり、譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしており、

許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、7番 栗山雅幸委員。

7番栗山委員 それでは、整理番号2番について、石原推進委員と現地調査を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した農地を取得して、規模拡大を図りたい意向があり、譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われまます。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については原案のとおり決定をいたします。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

議長 長 次に、日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和5年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
議案の概要を説明します。

議案書のページは2ページになります。整理番号は1番です。

整理番号1番、転用目的は貸駐車場用地です。始末書の添付による追認許可申請であります。申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地に

なります。

以上、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は、1件であります。書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願ひます。

以上です。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、12番 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 整理番号1番について、高木推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇支所から〇へ〇〇メートルぐらい行きますと国道〇〇にぶつかります。そこを〇〇方面へ〇〇し、〇〇メートルぐらい先をまた〇〇して、〇〇メートルぐらいの〇側になります。

本件は、申請人は〇〇在住の〇〇〇ですが、申請地では隣接住民などから駐車場として利用したいという要望があるため、貸駐車場〇台分を設置するものです。

なお、申請地では、既に一部で砕石が敷かれ、駐車場用地として利用されていたため、始末書が提出されています。

申請地では、埋立て等はいりません。雨水排水については、敷地内にて浸透処理となります。また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は〇〇〇〇〇土地改良区より転用同意を得ており、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は許可相当との意見を付して進達することに決定をいたします。

---

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。令和5年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
議案の概要を説明します。

議案書は3ページになります。整理番号は1番から3番です。

整理番号1番、転用目的は長屋住宅用地です。権利の内容は使用貸借権設定です。申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地となります。

整理番号2番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転でございます。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地と判断しました。

整理番号3番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転でございます。申請地の農地区分は第1種農地となりますが、不許可例外事由Iの集落接続と判断しました。

以上3件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は3件であります。書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。



初めに、整理番号1番について、12番 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 整理番号1番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、先ほどの議案第2号の1と隣接地にあります。

この申請は、譲受人は〇〇在住の、〇〇〇ですが、安定した収入を得るため、周辺の住環境が整っており、アパートの需要が見込める申請地で〇〇〇〇を建築する計画をしたものです。

申請地では、前面道路と高さを合わせるため埋立てを行います。排水は、雨水は雨水貯留浸透施設により敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は公共下水道へ接続放流します。また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は〇〇〇〇〇土地改良区より転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、14番 片野壽夫委員。

1 4番片野委員 整理番号2番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

まず、場所ですが、国道〇〇号線を〇〇方面に向かいまして〇キロほど行きますと、右手に〇〇〇〇〇〇があります。その先を斜め右に入りまして〇〇〇メートルほど行ったところになります。

本件は、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人であります。小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。また、申請地は、〇〇に至るために、隣接する土地に設けられている通路を所有者より通行同意を得て使用いたします。

申請地では、埋立て等を行いません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止いたします。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号3番については私の案件であるので、議事進行の都合上、事務

局より意見書の代読をお願いします。

事務局 事務局より整理番号3のほうの現地確認等調査を行った結果の説明をさせていただきます。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の工場と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のそばにある信号から〇へ〇キロに位置した場所となっております。

本件は、譲受人は現在、〇〇でアパート住まいであります。親族のいる実家近くで暮らしたいということで、申請地に専用住宅を建築するものでございます。

申請地には、埋立てなどは行いません。排水については、雨水は浸透枡より敷地内で処理し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わりにします。

議 長 代読ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。令和5年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書につきましては、ページは4ページから11ページ、整理番号は1番から21番になります。議案書の最後尾に概要ということで附属資料も添付しております。

以上21件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に対しまして、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括方式）の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括方式）の決定について審議を求める。令和5年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案につきましては、議案書のページは12ページから114ページで、整理番号は1番から150番になります。先ほどと同じく、議案内容の概要につきましては、附属資料のとおりでございます。

以上150件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 今の説明で、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に

係る事案がありますので、当該事案を分離してまず審議をいたします。

議案第5号、整理番号116番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号116番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号116番については、原案のとおり決定をいたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号128番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号128番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号128番については、原案のとおり決定をいたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 最後に、ただいま分離して審議した議案第5号 整理番号116番、128番を除く148件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号 整理番号116番、128番を除く148件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号 整理番号116番、128番を除く148件については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので、証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。令和5年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。ページは議案書の115ページから117ページで、整理番号は1番から5番です。

千葉地方裁判所が執行します競売です。

なお、1番、2番、4番が同一の物件、3番、5番が同一の物件となっております。

競売の方法は、いずれも令和5年〇月〇日から〇月〇日までの期間入札で、開札の期日は令和5年〇月〇日です。

なお、申請者が競売に参加する目的は、いずれも農業経営の規模拡大を図るためでございます。

以上5件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

買受適格証明願の案件は5件であります。案件については、写真及び書類により審査を実施いたしました。

議案第6号については、耕作目的で農地を取得するため競売に参加することについて審査をした結果、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願ひます。

以上です。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番、2番、3番の3件について、4番 芹川 幹委員。

4番芹川委員 整理番号1番について、林推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請人が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、競売に参加するための買受適格証明願であります。

対象農地は、自作地に近く耕作便利な農地であることから、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後は、良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と判断します。

続きまして、2番、3番について、林推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

なお、整理番号2番及び3番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、申請人の自作地から近い農地を取得し耕作したい意向があり、競売に参加するための買受適格証明願であります。

申請地は、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も、自作地との一体化により農地利用の向上が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしていることから、証明書の交付が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号4番、5番の2件について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号4番及び5番について、申請人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、申請人の自作地から近い農地を取得し耕作したい意向があり、競売に参加するための買受適格証明願であります。

申請地は、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も、自作地との一体化により農地利用の向上が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われまます。したがって、取得要件を満たしていることから、証明書の交付が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 買受適格証明願については、証明書を交付することと決定をいたします。

なお、最高価買受申出人となり売却決定を受けた者から、農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定をいたします。

---

#### ◎日程第7 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和5年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は12件でございます。

---

◎日程第8 報告第2号

事務局農地班長 続きまして、報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和5年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は19件でございます。

---

◎日程第9 報告第3号

事務局農地班長 続きまして、報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和5年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件でございます。

---

◎日程第10 報告第4号

事務局農地班長 最後に、報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和5年4月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件でございます。

以上、報告事項を終わります。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこちらをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時45分





上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人